

森町商工会登録商標権使用取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、森町商工会（以下「商工会」という。）が商標権を有する商標「森の石松」（以下「商標」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(商標登録事項)

第2条 商標の商標登録事項は、別表1に定めるものとする。

(商標の使用基準)

第3条 森町の商工業の発展と地域活性化に資する使用については、何人も商標を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、商標の使用を認めない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反する恐れがあるとき。
- (2) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れがあるとき。
- (3) 森町商工会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、商工会長が商標の使用について不相当と認めた場合。

(商標の使用料)

第4条 商工会は、商標の使用料については、別表2のとおりとする。

- 2 前項の使用料は年額とし、商工会定款に定める事業年度を適用する。

(商標の使用承認申請)

第5条 営利を目的として商標を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、「森町商工会登録商標使用承認申請書」に必要書類を添えて、商工会長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 商工会長は、前項の規定による申請があった場合、別表3に定める「森の石松商標審査会」（以下「審査会」という。）で内容を審査し、商標使用を承認するときは「森町商工会商標使用承認通知書」により、承認しないときは「森町商工会商標使用不承認通知書」により申請者に通知するものとする。
- 3 商工会長は、商標の使用承認に対し、必要な条件を付することができる。

(承認内容の変更)

第6条 商標使用の承認を受けた者（以下「承認済者」という。）が承認されている商品等の名称、品質、意匠など内容の一部を変更しようとするときは、あらかじめ「森町商工会登録商標使用承認変更申請書」に必要事項を添えて、商工会長に提出して承認を受けなければならない。

- 2 商工会長は、前項の規定による申請があった場合、「審査会」において内容を審査し、承認内容の変更について承認するときは「森町商工会登録商標使用変更承認通知書」により、承認しないときは「森町商工会登録商標使用変更不承認通知書」により承認済者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 承認済者が商標を使用するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商標は、使用承認を受けた目的以外で使用しないこと。
- (2) 使用承認を受けた商標を利用して、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録により、自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (3) 商標の使用承認を受けて商標を使用する権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 商標のイメージを損なう使用をしないこと。

(有効期限)

第8条 商標の使用を承認した商品等の有効期限は、第5条で定める使用承認した日から3年間とする。

- 2 前項で定める有効期限は、承認済者がその有効期限が満了する前2か月までに「森町商工会登録商標使用更新承認申請書」を申請し、商工会長が承認することにより、再度3年間延長できる。なお、使用料は第4条に従う。

(承認の取消)

第9条 商工会長は、承認済者がこの要綱に違反したとき、又は承認済者が提出した第5条第1項に規定する申請書の内容に虚偽があることが明らかになったときは、「森町商工会登録商標使用取消通知書」により承認済者に通知し、承認を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により承認を取り消された承認済者は、速やかに商標の使用を中止しなければならない。
- 3 商工会は、第1項の規定による承認の取り消しにより承認済者に損害が生じても、その責めを負わない。

(違反者に対する取扱い)

第10条 商工会長は、商標を使用している者（承認済者を除く。）が、この要綱に違反したときは、当該者に対し商標の使用の差し止めの請求、又は必要な指示（以下「請求等」という。）を行うものとする。

- 2 請求等を受けた者は、直ちに請求に従わなければならない。

(森の石松商標使用審査会の設置)

第11条 商工会は次に掲げる事項を行うため「森の石松商標使用審査会」を設置する。

- (1) 商標の使用を希望する商品等の審査及び認定の可否。
- (2) 商標使用が認定されている商品等の変更にかかる審査及び認定の可否。
- (3) 商標の使用期限を迎えた商品等の期限延長に係る審査及び認定の可否。
- (4) 商標使用が認定されている商品等の使用中止にかかる意見の集約。
- (5) その他商工会長が商標の使用に関して必要と認める事項の調査、研究。
 - 2 審査会は、委員長並びに副委員長、委員により組織する。
 - 3 委員長、副委員長、委員は別表3とする。

4 委員長は、審査会を代表して、会務を総括し、副委員長は委員長を補佐し委員長が事故あるときはその職務を代行する。

(審査会における審査・認定要件)

第12条 審査会では、第5条で定めた商標使用承認申請について、当該商品等が次に掲げるすべてを満たしていることを確認して審査するものとする。

- (1) 歴史・伝統、先取性を持ち、地域ブランド力を向上させて森町の魅力を高める商品であること。
- (2) 申請した事業者が製法基準、表示義務を満たしていること。特に食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、その他関係法令に定める基準に適合していること。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附則 要綱の改定は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

商標登録事項	登録内容	
商標	森の石松	
商標登録番号	第 453734 号	
出願番号	商標出願昭 28-31987	
指定役務及び 役務の区分	30	煎餅、その他菓子類(甘栗、甘酒、 氷砂糖・みつめめ・ゆで小豆を除く。)、パン

別表 2 (第 4 条関係)

商標の使用料 (年額一括払い)	20,000円
-----------------	---------

別表 3 (第 5 条第 2 項関係)

構成員	5名
委員長	森町商工会 会長
副委員長	森町商工会 副会長
委員	森町商工会 副会長 森町役場 産業課長 森町商工会 事務局長